

放課後支援

各市町村：運営委員会
各学区：学校運営協議会 等

○放課後支援とは

放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する取組

○放課後子ども教室とは

子どもたちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての子どもを対象として学習や体験・交流活動などを行う活動

◇放課後子ども教室におけるプログラム例

・学習活動 ・体験活動 ・交流活動 等

◇活動場所（例）

・学校の余裕教室、体育館、グラウンド、公民館等の様々な場所



○放課後子ども教室と放課後児童クラブのちがい

	放課後子ども教室	放課後児童クラブ
法的根拠	社会教育法第5条第2項	児童福祉法第6条の3第2項
対象児童	地域の子ども全般	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生
実施場所	学校の余裕教室等（校庭、体育館も含む）、公民館、児童館、その他社会教育施設 等	専用施設、小学校の余裕教室、児童館、その他公的施設 等
利用料等	無料（ただし、保険料や教材費は別途自己負担の場合あり）	原則有料（県内では無償化している市町村あり）
スタッフ	地域学校協働活動推進員等、学習支援員、協働活動リーダー、協働活動サポーター、特別支援・共生社会サポーター 等	放課後児童支援員2名配置（うち1名は補助員可）
実施日数・時間	原則、年間200日以下、平日4時間以内、休業日8時間以内を標準とする	年間250日以上、平日3時間以上、休業日8時間以上

※あくまで一例です。各市町村、地域の実情やニーズ、またはそれぞれの放課後子ども教室・放課後児童クラブで異なります。

○放課後子ども教室・放課後児童クラブ 県内の実施状況

市町村名	小学校区数 (義務教育学校を含む)	放課後子ども教室 開設小学校区数	(参考) 放課後児童クラブ 開設小学校区数	放課後子ども教室と放課後児童クラブの 連携型・校内交流型の状況	
				連携型で実施	連携型のうち 校内交流型で実施
松江市	33	31	32	30	9
安来市	17	9	13	-	-
出雲市	29	16	30	7	1
雲南市	15	15	10	12	-
奥出雲町	6	1	8	1	1
飯南町	4	4	-	-	-
浜田市	15	13	14	3	1
大田市	15	4	12	1	-
江津市	7	7	7	1	1
川本町	1	1	-	-	-
美郷町	2	1	2	-	-
邑南町	8	8	8	8	-
益田市	15	10	11	7	3
津和野町	4	3	4	3	3
吉賀町	5	5	5	5	3
海士町	2	2	2	-	-
西ノ島町	1	1	1	-	-
知夫村	1	1	-	-	-
隠岐の島町	7	7	6	6	-
合計	187	139	165	84	22

※放課後子ども教室関連の数値は令和7年度地域学校協働活動実施予定調査（令和7年2月）の調査より記載。（補助事業の活用の有無を問わない）
※（参考）「放課後児童クラブ開設小学校区数」は、こども家庭庁放課後児童健全育成事業実施状況調査（令和6年5月1日現在）による。